

11の6 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		手数料の額		
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）	5,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この項及び次項において「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）	申請に係る戸数（以下この項及び次項において「申請戸数」という。）が1戸のもの	5,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円	
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円	
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	29,000円	
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	49,000円	
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	88,000円	
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	139,000円	
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	176,000円	
		申請戸数が301戸以上のもの	188,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え	137,000円

		10,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
		その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		17,000円
	床面積の合計が1,000		29,000円

		平方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	
		床面積の合計が2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以 内のもの	87,000円
		床面積の合計が5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートル以 内のもの	137,000円
		床面積の合計が10,000 平方メートルを超え 25,000平方メートル以 内のもの	174,000円
		床面積の合計が25,000 平方メートルを超える もの	217,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		37,000円
	一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	申請戸数が1戸のもの	37,000円
		申請戸数が2戸以上5 戸以下のもの	75,000円
		申請戸数が6戸以上10 戸以下のもの	106,000円
		申請戸数が11戸以上25 戸以下のもの	150,000円
		申請戸数が26戸以上50 戸以下のもの	215,000円
		申請戸数が51戸以上 100戸以下のもの	309,000円
		申請戸数が101戸以上 200戸以下のもの	418,000円
		申請戸数が201戸以上 300戸以下のもの	549,000円
		申請戸数が301戸以上 のもの	644,000円
	一戸建ての住宅以 外の住宅の共用部 分	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	118,000円
床面積の合計が300平 方メートルを超え 1,000平方メートル以		149,000円	

			内のもの	
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	195,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	304,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	390,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	466,000円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	543,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては246,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては94,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては309,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては120,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審

			内のもの	査にあつては 399,000円、省令第 10条第1号イ(2)及 びロ(2)に規定する 基準による審査にあ つては158,000円
			床面積の合計が2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以 内のもの	省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に規 定する基準による審 査にあつては 569,000円、省令第 10条第1号イ(2)及 びロ(2)に規定する 基準による審査にあ つては256,000円
			床面積の合計が5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートル以 内のもの	省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に規 定する基準による審 査にあつては 701,000円、省令第 10条第1号イ(2)及 びロ(2)に規定する 基準による審査にあ つては334,000円
			床面積の合計が10,000 平方メートルを超え 25,000平方メートル以 内のもの	省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に規 定する基準による審 査にあつては 829,000円、省令第 10条第1号イ(2)及 びロ(2)に規定する 基準による審査にあ つては402,000円
			床面積の合計が25,000 平方メートルを超える もの	省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に規 定する基準による審 査にあつては 946,000円、省令第 10条第1号イ(2)及 びロ(2)に規定する 基準による審査にあ

			っては471,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 246,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては94,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 309,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては120,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 399,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては158,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 569,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては256,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては	

				701,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては334,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては829,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては402,000円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては946,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては471,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		3,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,000円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	53,000円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	83,000円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	106,000円
			申請戸数が301戸以上のもの	113,000円

	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え	82,000円	



		10,000平方メートル以内のもの		
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円	
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円	
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円	
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円	
		その他の場合	一戸建ての住宅	19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分		申請戸数が1戸のもの	19,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	38,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	55,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	78,000円

		戸以下のもの	
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	112,000円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	163,000円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	223,000円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	292,000円
		申請戸数が301戸以上のもの	341,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	60,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	76,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	209,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	250,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	293,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの

				10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては48,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 156,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては61,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 202,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては82,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 293,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては136,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 364,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては181,000円
			床面積の合計が10,000	省令第10条第1号イ

			平方メートルを超え 25,000平方メートル以 内のもの	(1)及びロ(1)に規 定する基準による審 査にあつては 432,000円、省令第 10条第1号イ(2)及 びロ(2)に規定する 基準による審査にあ つては218,000円
			床面積の合計が25,000 平方メートルを超える もの	省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に規 定する基準による審 査にあつては 494,000円、省令第 10条第1号イ(2)及 びロ(2)に規定する 基準による審査にあ つては257,000円
		その他の建築物	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に規 定する基準による審 査にあつては 124,000円、省令第 10条第1号イ(2)及 びロ(2)に規定する 基準による審査にあ つては48,000円
			床面積の合計が300平 方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの	省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に規 定する基準による審 査にあつては 156,000円、省令第 10条第1号イ(2)及 びロ(2)に規定する 基準による審査にあ つては61,000円
			床面積の合計が1,000 平方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	省令第10条第1号イ (1)及びロ(1)に規 定する基準による審 査にあつては 202,000円、省令第 10条第1号イ(2)及

				びロ(2)に規定する基準による審査にあつては82,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては293,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては136,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては364,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては181,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては432,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては218,000円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては494,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては257,000円

備考

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により申し出る場合

は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申し出る場合は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請において、同条第3項の規定により当該計画に同項各号に掲げる事項を記載する場合は、当該計画に係る一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額を合算した額を納付するものとする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請において、同法第34条第3項の規定により当該計画に同項各号に掲げる事項を記載する場合は、当該変更に係る一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額（当該変更により建築物を追加する場合は、追加する一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額）を合算した額を納付するものとする。